令和三年十月二十九日別保護地区を指定する。 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり特徳島県告示第六百七十九号

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

特別保護地			茅 売月	特別保護地I	特別保護地区の保護に関する指針
区の名称	Ιd	百	不 級其間	指定区分	指定目的
石井・月ノ	名西郡石井町の徳島県野鳥の森の全域	ニヘク	令和三年十一	身近な鳥獣生息地	この区域は、石井町南東部
宮鳥獣保護		タール	月一日から令		の気延山から北西に広がる山
区特別保護			和十三年十月		麓に位置し、シイ・カシ類を
地区			三十一日まで		中心とした照葉樹林の植生が
					広がっており、石井町でも数
					少ない自然と野生鳥獣の生息
					地となっている。
					昭和五十一年五月に徳島県
					野鳥の森に指定され、鳥類の
					保護増殖や自然観察等が永年
					続けられており、県民の保健
					休養や教育の場として活用さ
					れている。
					今後とも石井町や徳島市近
					郊の数少ない野生鳥獣の生息
					地として保護するため、特別
					保護地区として再指定する。